入　札　説　明　書

支出負担行為担当官
林　野　庁　長　官

下記のとおり一般競争入札に付します。なお、本事業に係る落札及び契約締結は、当該事業に係る令和６年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

記

１　競争入札に付する事項
（１）件　　名　　令和６年度刊行物単価データの購入
（２）仕様・規格　　仕様書のとおり
（３）数　　量　　仕様書のとおり
（４）履行期限　　仕様書のとおり
（５）納入場所　　林野庁国有林野部業務課路網整備班（北別館８階ドアNo.北814）

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
（１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条各号のいずれかに該当する者でないこと。なお、競争に参加する者が未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別の理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者でないこと。
（３）令和４・５・６年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」の資格を有する者であること。
（４）下記６の提出期限の日から、下記７の開札の時までの間において林野庁長官から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
（５）複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。
　この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争入札の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。
　また、構成員は、上記（１）から（４）の要件に適合している必要がある。
　なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。
①共同事業体の結成、運営等に関する規約書等を下記６に定める提出場所へ提出期限までに提出すること。
②規約書等の作成にあたっては、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載すること。

３　電子調達システムの利用

本件は電子調達システムを利用して、入札等を電子入札方式により実施することができる対象案件である。

４　入札方法

入札金額は、上記件名に係る代金額の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

５　契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

（１）場　　所　　林野庁国有林野部業務課路網整備班（北別館８階　ドアNo.北814）
（電話番号：03-6744-2325（直通））

（２）日　　時　　令和６年３月１４日（木曜日）～令和６年４月１日（月曜日）
（ただし、行政機関の休日を除く。）
午前10時～午後５時
（入札説明書は、林野庁のウェブサイト、調達ポータル（https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101）のほか上記交付場所において無料にて交付する。郵送又はメールによる入札説明書の交付を希望する場合は、５（１）まで電話で問い合わせること。）

（３）入札説明書　　入札説明書には、入札書・委任状、入札心得、契約書（案）を含む。

６　入札書の提出場所及び提出期限

入札書は以下の日時までに提出する。

（１）提出場所　（紙入札による場合）林野庁林政部林政課会計経理第１班支出負担行為第１係（本館７階　ドアNo.本759）
（入札書は支出負担行為第１係に設置してある入札箱に投函すること。）
（電子入札による場合）電子調達システムにより提出する。

（２）提出期限　　令和６年４月５日（金曜日）午後５時
（ただし、郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）による入札書の受領期限については、令和６年４月４日（木曜日）午後５時とする。）

７　開札の場所及び日時

開札は、以下の場所及び日時に実施する。

（１）場　　所　　林野庁入札室（本館７階　ドアNo.本766）

（２）日　　時　　令和６年４月９日（火曜日）　１５時

８　再度入札

開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこともあるため、再度入札を希望する場合、紙入札による入札者は入札書を持参、電子調達システムによる入札者は電子調達システムを開いて待機すること。この場合に入札に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。

ただし、郵送による入札があった場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。場所、日時、入札締切等については応札者全員にメールや電話等で通知する。

９　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10　入札保証金及び契約保証金　　免除する。

11　契約書作成の要否　　要

12　落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって落札者を定めるものとする。

13　入札における留意点

入札書を提出する際には、２の（３）に規定する資格を得ている者に交付される「資格審査結果通知書」の写しを持参、郵送又は電子調達システムにより林野庁林政課支出負担行為第１係（本館７階　ドアNo.本759）へ提出し、入札資格の確認を領すること。これを提出しないこと等により資格が確認できない場合は、入札に参加できない場合がある。

14　その他

（１）入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

（３）このほか、入札心得による。

1.農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当庁のホームページ（https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/cyotatu_nyusatu/attach/pdf/index-13.pdf）を御覧下さい。

2.農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和２年７月17日閣議決定）に　基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

入　　札　　心　　得

（総則）

第１条　林野庁長官の所掌に属する物品の製造その他の請負契約、物品の買入れ契約、委託契約その他の契約に関する入札については、法令その他に定めるもののほか、この心得によるものとする。

（入札等）

第２条　入札参加者は、あらかじめ入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

２　入札参加者は、入札書（別紙様式第１号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、宛名及び入札件名を表記し、入札の公告に示した日時までに入札しなければならない。ただし、電子入札システムによる入札参加者は、入札書提出入力画面上において入札書を作成し、公告又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受理しなければならない。

３　入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引換え、変更又は取消しをすることができない。

４　入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状（別紙様式第２号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

５　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

６　入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。

７　入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条第１項の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

８　入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第３号）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（公正な入札の確保）

第３条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

３　入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第４条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（無効の入札）
第５条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
（１）　競争に参加する資格を有しない者のした入札
（２）　委任状のない代理人のした入札
（３）　記名のない入札（電子入札システムによる場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）
（４）　金額を訂正した入札
（５）　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（６）　同一事項の入札について、同一人が２通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
（７）　入札時刻に遅れてした入札
（８）　暴力団排除に係る誓約事項（別紙様式第３号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
（９）　その他入札に関する条件に違反した入札

（再度入札）
第６条　開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合第１回目の最低の入札価格を上回る価格で入札した者の入札は無効とする。
２　前項の入札を行ってもなお落札者がない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
３　第１項の入札には、前条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
４　郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

（落札者の決定）
第７条　予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって落札者を定めるものとする。

（同価格の入札）
第８条　落札となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
２　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者又は郵便による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）
第９条　落札者は、契約書を作成するときは、林野庁長官から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日から５日以内に林野庁長官に提出しなければならない。ただし、林野庁長官が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。
２　落札者は、入札金額の内訳書を速やかに提出しなければならない。
３　林野庁長官は、落札者が第１項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。

（異議の申立）
第10条　入札をした者は、入札後この心得、入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）
第11条　この心得に定めるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

別紙様式第１号

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
林　野　庁　長　官　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
（代理人氏名　　）
（復代理人氏名　　）

￥

ただし、令和６年度刊行物単価データの購入の代金額

上記のとおり、入札心得、入札説明書等を承諾の上、入札します。

（注）１．提出年月日は必ず記入のこと。
２．金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
３．金額の訂正はしないこと。
４．用紙の寸法は、Ａ４判とし、縦長に使用すること。
５．再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
６．括弧内は、（復）代理人が入札するときに使用すること。
７．委任状は別葉にすること。

別紙様式第２号

委　　任　　状

私は、　　を（復）代理人と定め、支出負担行為担当官林野庁長官の発注する令和６年度刊行物単価データの購入に関し、下記の権限を委任します。

記

・入札及び見積に関する一切の権限
・（復代理人の選定に関する一切の権限）

令和　　年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名
代理人所属先住所
代理人所属先・役職
代理人氏名

支出負担行為担当官
林野庁長官　殿

（注）１．用紙の寸法は、Ａ４判とし、縦長に使用すること。
２．復代理人を選定する場合は、適宜括弧内を記載すること。

別紙様式第３号

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。